

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 日本からの積極的取り組みが見られる中国の「新企業所得税法・移転価格税制」

弊行主催の「新企業所得税法の要点解説と移転価格税制の最新動向」セミナーを、本週報 EXPERT VIEW の執筆者の一人でもあるNERA エコノミックコンサルティング中国総代表 鈴木康伸公認会計士を講師に招き6月22日名古屋、大阪、6月25日東京で開催した。3会場で850名を超える申し込みを頂き、東京会場では申し込みが多かったために当初午後のみ開催を午前・午後の二度の開催とするなど、本テーマに対する関心の高さが窺われる結果となった。

セミナーでご回答頂いたアンケートなどによれば「新企業所得税法と移転価格税制」がかくも注目を集めた理由は大きく次の二点のようだ。まず、3月の全人代で採択された「新企業所得税法」は外資系企業への優遇策見直しを打ち出したものであり、現行の優遇メリットを少しでも維持、活用するために、施行の2008年1月までにしておくべきことではないかとの問題意識。第二に、「新企業所得税法」には移転価格税制について触れている条項が多く、中国が租税回避対策税制を強化していることが窺われるが、企業として事前に採るべき対策は何かということだ。

こうした動きの背景には、法制度の変化という中国側の事情に加えて日本側の事情、最近顕著になったとされる日本企業の海外戦略の変化もありそうだ。当行の海外業務支援部門からみた最近の日系企業の中国での業務展開ではサービス産業の進出とともに既進出企業の再投資、資金効率化、統括拠点の設置などを含めた事業再構築の動きが顕著である(「中国での日系企業動向」Weekly07.05.23号)。また、中国以外の動きでも、アジア経済の好調とアジアの相互依存の高まりの中で、海外販売網の集約化、地域統括拠点の設置による資金運用の効率化や部材調達の効率化、そして生産拠点としてのベトナムや潜在市場であるインドなどへの拡大の動きが目立つ。これらは、しばしば指摘される、90年代以来の長期にわたる構造問題を漸く解決して前向きな戦略に転じた日系企業が、海外戦略としては国際ネットワークの最適化を積極的に進め始めたことと平仄が一致する。

こうした中で、再投資、配当の税制優遇メリットに影響を与える今般の中国の「新企業税法」への取り組みは重要だし、アジア域内でのグループ間取引に影響を及ぼす「移転価格税制」への取り組みは不可避なものとなっているというわけだ。また、弊行中国拠点がお客様と接した反応と比較してみると、このテーマへの関心については、中国側でも高いものの、海外業務を管理する日本側本部部門での要請がより一層高いと感じられるのも特徴だ。中国現法の未処分利益の効率的な活用は本部財務部門のイニシアティブによるところが大きいケースが多いためであろう。幸いにも、アンケート結果によれば、今般のセミナーは、再投資、配当に対する新法の

影響と日系企業のとるべき対応についての示唆を、また、移転価格税制の現状について可能な範囲で説明することに一定の成果をあげることができたようだ。

なお、上記のポイント含め、セミナーの概要をBTMU中国月報7月号で特集として詳しく掲載する予定としているので詳細については、こちらをご参照頂きたい。また、関連の情報、これに伴う金融面でのサービスについてはお取引部・店の貴社担当、または、各部、各支社に配置しているASIAデスク、CHINA/ASEANデスクにご連絡を賜れば幸いです。



CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●外貨準備運用会社 9月にも正式設立

外貨準備の運用を行う「国家外貨投資公司」が9月にも正式設立の様相。正式名称は「中国国家投資公司」。同公司設立の資本金は、財政部が発行する特別国債により調達した人民元を元に、人民銀行から2,000億米ドルの外貨を購入し、これを充てるもの。「国家投資公司」の設立は、急増する外貨準備の運用多様化を図ると共に、外準増加に伴う過剰流動性への対応も狙っていると見られている。

なお、「国家投資公司」は設立に先立ち5月下旬に、初の投資案件となる米大手ファンド「ブラックストーン」への30億米ドルの投資を決めている。議決権のない株式の取得で、出資比率は10%未満、株式は4年間保有する契約。

因みに「ブラックストーン」は22日、ニューヨーク証券取引所に上場した。売り出し価格31米ドル、発行株数1億3300万株で、発行済み株式の12.3%に相当。調達金額は41.3億米ドルに上る。初日の終値は35.06米ドルと売り出し価格を13%上回った。

2. 産業

●電子ビジネス産業発展の第11次五ヵ年規画策定

国家発展改革委員会、国务院情報化弁公室は25日、連名で中国初の電子ビジネス発展規画を発表した。これは「2006～2020年の国家情報化発展戦略」の具体的な施策と見なされている。

2005年末の電子ビジネスによる商品とサービスの購買金額は16,889億元で、企業の全購買価格の8%を占めた一方、商品とサービスの販売額は9,095億元で、企業の全販売価格の2%に留まった。また、電子ビジネスの環境整備においては、電子認証、電子支払、現代物流、セキュリティ、信用システム等の構築で進展が見られた。

同規画は2010年迄に、①電子ビジネスによる購買と販売金額の全体に占める割合をそれぞれ25%と10%に引き上げ、②電子ビジネスの中小企業への普及率を現在の2%から30%に引き上げ、③電子ビジネス関連業務のアウトソーシングを加速することを主要目標としている。

また、目標実現の牽引として、政府購買電子ビジネス、国際貿易電子ビジネス、モバイル電子ビジネス、物流公共情報サービス、インフラ・サポートシステム等のプロジェクトを推進する。

なお、関連政策として、政府部門間の協調体制強化、法整備、財政支援、産業投資の多様化、電子ビジネス評価体制、国際交流の拡大等も併せ検討されている。

3. 貿易・投資

●CEPA締結から4年、その成果と新補充協議書

商務部廖副部長は21日、CEPAの締結から4年となる来月7月1日を前に、この4年間の成果について以下のように言及し、CEPAが順調に進展していることを評価した。①貨物貿易分野:2006年のゼロ関税化実施後、中国本土は香港を原産地とする10億米ドルを超える商品を輸入、その関税免除額は7億元に、②サービス貿易分野:1753社の香港企業がCEPAの優遇条件に基づき中国本土への参入を申請、その他貿易投資分野の手続き利便化や通関の効率化を実施、③人民元業務分野:38行の香港の銀行が預金・送金・両替・銀行カードなどの人民元業務を開始、人民元預金は255億元に、④個人旅行分野:中国本土49都市を開放、旅行客も1970万人に。こうした成果は香港市民による投資や消費に繋がり、ひいては香港経済の発展に貢献する結果となった。

なお、今月末を目処に新たな補充協議書が締結されることにも触れ、サービス貿易分野を重点的に、さらに8つの領域における貿易投資の利便化について、内容を充実させるという。

●一部商品の増値税輸出還付率引き下げ

財政部と国家税務総局は19日、「一部商品の増値税輸出還付率引き下げに関する通知」(財税2007年90号)を公布した。7月1日より施行。(詳細は本号のEXPERT VIEWをご参照ください。)

4. 金融・為替

●中銀「アンチ・マネーロンダリング現場検査管理弁法」を発表

中国人民銀行(中銀)は4日、金融機関に対する「アンチ・マネーロンダリング現場検査管理弁法(試行)」を公布、同日実施した。検査対象となるのは銀行の他、証券会社、保険会社、先物会社等も含まれ、検査は人民銀行本店乃至は各地の支店により行われる。

なお、違法行為が発見された場合、調査の担当は中銀から公安部門へ移される。

ホットマネーの流入が株、不動産市場の過熱を招いていることを危惧して、政府はマネーロンダリング対策の整備と強化を図っている。

●香港上場国有企業株(H株)のA株上場を促進

高騰する中国株式市場の沈静化策の一環として、株式の供給増加による株価安定を図るべく、証監会はこのほどH株のA株市場への重複上場を認可した。第一陣は、中国電信、中国石油、中国建設銀行、中国神華エネルギーの4社。上場は来月の予定。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007 年 6 月中旬から下旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「商務部、国家外貨管理局の外商不動産産業投資の審査・認可及び監督・管理の更なる強化、規範化に関する通知」(商資函[2007]50 号、2007 年 5 月 23 日発布・実施) ○「財政部、国家税務総局の障害者就業促進の税收優遇に関する通知」(財税[2007]92 号、2007 年 6 月 15 日発布、同年 7 月 1 日実施) ○「国家税務総局の障害者就業促進の税收優遇政策徴収管理に関する通知」(国税発[2007]67 号、2007 年 6 月 15 日発布、同年 7 月 1 日実施) ●「財政部、国家税務総局の一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知」(財税[2007]90 号、2007 年 6 月 19 日発布、同年 7 月 1 日実施)	昨年 7 月の国务院 6 部門の「不動産市場への外資参入許可と管理の規範化に関する意見」(建住房[2006]171 号)の実施の徹底を地方商務部門と外貨管理部門に求めた通知。土地使用権・建物を取得していない場合には設立申請を受理しないこと、国内不動産企業の買収を抑制すること、投資者間で固定収益を保証する契約を結ばせないこと、などが記載されている。(上記の意見については、本誌 2006 年 7 月 26 日号の解説をご参照。) 障害者を雇用した企業と障害者本人への税の優遇を定めたもの。優遇の対象となる企業は、雇用した障害者の数が従業員の 25%以上かつ 10 名以上か、1.5%以上 25%未満かつ 5 名以上が条件とされる。前者の企業は、増値税の還付、営業税の減額及び企業所得税の控除が適用され、後者の企業は企業所得税の控除のみが適用される。外商投资企业も対象となるが、企業所得税の控除については、2008 年 1 月 1 日の新企業所得税の施行から適用される。 上記通知の優遇政策の申請手続きなどに関する通知。 昨年 9 月に続く広範な輸出商品に対する増値税輸出還付率の引き下げ通知。詳細は、下記の解説をご参照。
---	--

●広範な輸出商品の増値税還付率が引き下げ

7 月 1 日から、2800 余りの輸出商品の増値税還付率が引き下げられる。553 品目が還付を取り消され、2268 品目が還付率引き下げとなる。昨年 9 月に 1400 近い品目に対して還付取り消しまたは還付率引き下げがあり、今年 4 月には 159 品目の鋼材に対する還付取り消しまたは引き下げがあったが、今回は過去最大規模の調整である。

また、還付率引き下げの理由として、初めて明確に「貿易摩擦の激化」が示された。還付が取り消された 553 品目については、以前と同様に、高エネルギー、高汚染、国内資源大量消費の「二高一資」品目と説明されているが、還付率が引き下げられた 2268 品目については、貿易摩擦を起こしやすいものとされている。

上記表中の通知と品目リストから、要点を整理しておこう。

1) 輸出還付が取り消された品目 (553 品目)

- ① 絶滅のおそれのある動植物及びそれらの製品
- ② 塩、溶剤油、水硬性セメント、プロパン、ブタン、液化石油ガスなどの鉱産物
- ③ 肥料 (既に輸出還付が取り消されたリン酸水素ニアンモニウムを除く)
- ④ 塩素、染料などの化学品 (精密化学品を除く)
- ⑤ 金属炭化物及び活性炭製品
- ⑥ 皮革
- ⑦ 一部木材及び初級形状の木製品
- ⑧ 一般の溶接鋼管 (石油パイプを除く)
- ⑨ 非合金アルミの棒
- ⑩ 船舶ブロック及び非機動船舶

上記は、通知からそのまま記載したものだが、中国から輸出する日系企業または輸入する日本企業への影響が大きいと思われるものを例示すると、次のとおり。

化学品関係では、無機化学品が HS コード 8 桁または 10 桁で 246 品目と大部分を占め、以前の還付率 13% から一気に還付取り消しとなった。木材及び木製品は、同じく 56 品目で、このうち一部は昨年 9 月に 13% から 11% に引き下げられていたものである。鉄鋼製品は、今年 4 月にフラットロール、棒材、線材などの還付が取り消されていたが、今回、新たに管材が追加された。アルミは、棒のほか型材、線材も含む。これらも、昨年 9 月に 13% から 11% または 8% に引き下げられていたもので、今回、取り消しとなったものである。

なお、具体的な商品リストについては、「中華人民共和国中央政府」ホームページをご参照ください。
<http://www.gov.cn/jingtai/20070620-3.xls>

2) 輸出還付率が引き下げられた品目及び還付率 (2268 品目)

- ① 植物油: 11% → 5%
- ② 一部化学品: 13% → 5% または 9%
- ③ プラスチック、ゴム及びそれらの製品: 13% または 11% → 5%
- ④ かばん: 13% → 11%、その他の皮革・毛皮製品: 13% → 5%
- ⑤ 紙製品: 13% → 5%
- ⑥ アパレル: 13% → 11%
- ⑦ 靴・帽子、雨傘、羽毛製品など: 13% → 11%
- ⑧ 一部石材、セラミック、ガラス、真珠、宝石、貴金属及びそれらの製品: 13% または 8% → 5%
- ⑨ 一部鉄鋼製品 (石油パイプを除く): 13% → 5%
- ⑩ その他の卑金属及びそれらの製品: 13%、11% または 8% → 5%
- ⑪ 平削り盤、中削り盤、スライス盤、ブローチ盤、ディーゼルエンジン、ポンプ、送風機、排気バルブ・部品、転炉、コークス炉、ミシン、ステープラー、ゴルフカート、雪上車、オートバイ、自転車、トレーラー、エレベーター・部品、蛇口、溶接機など: 17%、13% または 11% → 9%
- ⑫ 家具: 13% → 11% または 11% → 9%
- ⑬ 時計、玩具、その他雑貨: 13% → 11%
- ⑭ 一部木製品: 13% → 5%
- ⑮ 再生繊維または半合成繊維: 11% → 5%

上記のうち、日系企業、日本企業への影響が大きいと思われるものは次のとおり。

化学品関係は有機化学品が中心で、HS コード 4 桁でも 40 品目を数える。これらは、還付率が 13% から 5% に大幅に引き下げられた。ほかに、精油、香料 (以上、還付率 13% → 5%)、界面活性剤 (同 13% → 9%)、磨き用クリーム・ペースト (同 13% → 9%)、石墨・ロジン (同 13% → 5%)、殺虫剤・除草剤・消毒剤など (同 13% → 5%)、仕上剤・添加剤など (同 13% → 5%) がある。

プラスチック及びその製品は、昨年 9 月に全面的に 13%から 11%に引き下げられていたが、今回さらに 5%への引き下げとなった。ゴム及びその製品は、天然ゴムを除く合成ゴムとその製品が対象で、13%から 5%への大幅引き下げである。

繊維関係では、アパレル(関税率表の「衣類及び付属品」)が全面的に 13%から 11%に引き下げられた。昨年 9 月の還付率引き下げでは、繊維原料と糸・織物のみで、アパレルは外れたが、今回は全て引き下げの対象とされた。また、繊維原料・糸・織物のうち、再生繊維または半合成繊維のものは今回さらに引き下げとなった。そのほか、靴、帽子、傘、羽毛製品などが一律に 13%から 11%に引き下げられた。

石材は、昨年 9 月に一部品目が還付取り消しとなったが、今回は 50 品目が引き下げとなった。セラミックとガラスは、昨年 9 月にそれぞれ 13%から 8%、13%から 11%に全面的に引き下げられていたものだが、今回はさらに 5%に引き下げられた。

鉄鋼製品(関税率表の第 73 類)は、昨年 9 月、今年 4 月の還付率引き下げでは対象にならなかったが、今回は型材、管材、線材、容器、各種部品、家庭用品など広範な品目が 13%から 5%に引き下げられた。ニッケル、鉛、亜鉛、錫などの卑金属及びそれらの製品も、昨年 9 月に一部品目還付率が引き下げられていたが、今回、製品を中心に 53 品目が 13%、11%または 8%から 5%へと大幅に引き下げられた。

家具と時計・玩具・その他雑貨は、ほぼ全面的に還付率が 13%から 11%または 11%から 9%に引き下げられた。木製品は、合板を含むが、ほぼ全ての木製品 83 品目の還付率が 13%から 5%に引き下げられた。

具体的な商品リストについては、同じく「中華人民共和国中央政府」ホームページをご参照ください。
<http://www.gov.cn/jingtai/20070620-1.xls>

そのほか、落花生、油絵、彫刻版、切手、印紙など 10 品目が輸出還付から輸出免税に変更された。これらはもともと仕入増値税が発生しないものである。

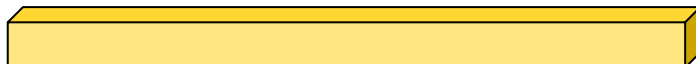
3) 経過措置

上記の還付率の変更は、7 月 1 日から実施される。これは、税関の輸出申告書(輸出還付専用)に記載される輸出日が基準とされる。7 月 1 日より前に該当品目の輸出契約を締結した場合には、以前の還付率が適用されるが、7 月 20 日までに還付申請を行わなければ、還付が取り消しとされる。

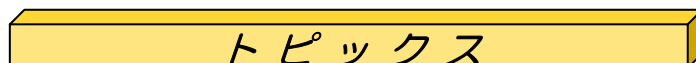
冒頭に述べたように、今回の還付率引き下げの理由の 1 つは「貿易摩擦の激化」であり、還付率が引き下げされた 2268 品目は貿易摩擦を起こしやすいものとされている。財政部の説明によれば、2007 年 1～5 月の輸出入総額は 8013 億米ドルで、前年同期比 23.7%増、そのうち輸出総額は 4435 億米ドルで、同じく 27.8%増、輸入総額は 3578 億米ドルで、19.1%増で、輸出超過が 857 億米ドル、83.1%増に達したという。こうした状況で、輸出が特に急増している品目に対して還付率を引き下げたものと見られるが、果たしてその効果が現れるか——。それがないようだと、今後さらに還付率の引き下げ、対象品目の追加があると見ておくべきだろう。

以上

CHINA WEEKLY FOREX



日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.06.18	7.6219	7.6218~7.6350	7.6313	0.0059	6.1769	0.0201	0.9753	0.0000	10.2225	0.0690	4.3000	4461.62	127.0300
2007.06.19	7.6215	7.6175~7.6235	7.6175	0.0138	6.1619	0.0150	0.9748	0.0005	10.2325	0.0100	4.0000	4478.70	17.0800
2007.06.20	7.6189	7.6155~7.6203	7.6180	0.0005	6.1755	0.0136	0.9763	0.0015	10.2277	0.0048	2.9900	4385.97	92.7300
2007.06.21	7.6180	7.6180~7.6211	7.6188	0.0008	6.1670	0.0085	0.9751	0.0012	10.1978	0.0299	2.2800	4439.11	53.1400
2007.06.22	7.6196	7.6196~7.6270	7.6207	0.0019	6.1453	0.0217	0.9756	0.0005	10.2262	0.0284	1.9000	4293.71	145.4000



トピックス

【18日】

- 16日付中国紙が銀行関係者の話として報じたところによると、中国は、外国機関による人民元建て債券(パンダ債)について、発行体の裾野を拡大することを検討している。人民元建て債を発行するためには、中国政府から発行枠を含めた認可を受ける必要があるが、これまでのところ発行体を外国政府機関または国際機関に限っており、発行残高はわずかにとどまっている。関係者は、計画実施の具体的な日時などは明らかにしていない。
- ラト国際通貨基金(IMF)専務理事は、IMF理事会が加盟国の為替政策監視基準を強化する改定案を承認したことを明らかにした。政策監視の焦点には、IMFの責務の中核である諸国の対外安定性の促進を焦点とするべきであることが再確認されたとし、為替操作や介入に加え対外的な不安定につながる為替政策を回避するべきであるとした。さらに、同理事は今日最大の為替関連の問題として、過大または過小評価されている為替の国内的理由によるペッグ制維持や、最近の資本勘定の脆弱性を挙げた。一方で、IMF理事会が15日承認した加盟国の為替政策の監視(サーベイランス)強化について、特定の国に圧力をかけることを目的にしたものではないとの見解を示した。

【19日】

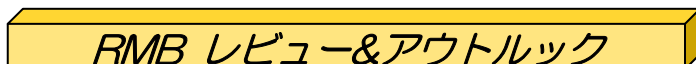
- キミット米財務副長官は「アジアの中銀が最近米国債を売り越している証拠はない」と述べた。

【20日】

- 中銀は声明で、為替相場の調整について、対外不均衡の是正に一定の役割を果たす可能性はあるものの、大幅な変動は中国経済および世界経済を阻害する要因になるとした。
- 中国紙によると、胡錦濤 国家主席は、「長期的かつ安定的な隣人との友好関係と中国と日本の協力関係を築き上げていくことは、両国共通の民意である」「平等な立場での対話と協議を通じ、対立関係や摩擦を適切に解消するため努力していくべきである」と述べた。
- ポールソン米財務長官は、「中国は世界経済の主要な参加国、構造改革の必要性に対処するべきである」「米財務省は引き続き中国に対し為替相場の柔軟性拡大を要求していく」「中国は世界経済成長に寄与しており、改革を促進させる必要がある」と述べた。また、人民元は明らかに過小評価されており、経済の実体を反映していないことを指摘した上で「中国の為替政策をめぐり、中国が為替相場の自由化に向け既に措置を講じていることから、米国は同国を為替操作国に認定することを控えた」「中国は為替政策で正しい方向に動いている」と述べた。さらに、中国に対し一段の柔軟な為替制度を求めたい上で、米国は他の先進国や様々な機関から多くの支持を得られるとし、国際通貨基金(IMF)がより意義のある存在となるためには、特に中国に対して為替政策の監視に関する新規則を積極的に追求する必要があるとの見解を示した。
- 中国证券监督管理委员会(CSRC)は適格国内機関投資家(QDII)制度に基づき、ファンドマネジャーや証券会社による顧客資産の国外投資を認可する初の規定を導入した。

【21日】

- 呉曉靈 中銀副総裁は、人民元の基本的安定を維持し、柔軟性を引き続き拡大していくとの見解を示した上で「諸外国は人民元改革のペースに忍耐強くなるべきである」「人民元の為替レートは世界の不均衡問題の万能薬ではない」と述べた。また、人民元相場を穏やかに上昇させるという中国が2年前から示している方針を堅持する姿勢を示した。
- 尚福林 証券监督管理委员会(CSRC)委員長は「監督強化や優良企業への上場奨励といった措置を通じて上場企業の質の向上を図る」「上場企業は資本市場の基盤である。上場企業の持続的で安定的かつ急速な発展を達成するにはこうした企業の質の向上が不可欠である」と述べた。
- 米上院銀行住宅都市委員会に所属する超党派議員が人民元問題打開に向け中国の為替操作国認定見送りが困難になるよう、為替操作の定義を修正した法案を発表した。ドッド米上院銀行住宅都市委員会委員長議員は「中国政府が人民元の対ドル相場を過小評価された水準に抑え続けているにもかかわらず、米財務省は依然、正式に中国を為替操作国と認定することを拒んでいる。この法案は、米国の政策を米国の労働者や企業のことを考えたものにする」と述べた。



RMB レビュー&アウトLOOK

- 先週週初より比較的粗い値動きとなった人民元は、今週は先週末とほぼ同水準となる7.6219でオープン。18日の引けにかけ小緩む動きをみせたものの翌日には反発し、為替制度変更後の最高値を更新した。その後も連日の最高値更新になった(週間高値は20日の7.6155)もののいずれも上昇幅は小幅に留まり、7.62台前半から7.61台後半の極めて狭いレンジでの揉み合いの展開となった。結局週末にかけて7.62台まで小幅反落して越週となった。今週18日にIMF理事会は、為替政策監視基準を強化する改定案を承認した。米国財務省による中国への為替操作国認定は先週見送られたものの、引き続き米国内での中国に対する為替水準は正要求圧力は強く、今後とも中国に対する諸外国からの人民元為替水準引上げ要求は続くことになるだろう。先週の経済指標発表をうけて、今週の追加金融引締め政策発表を予想する向きも多かったが、結局今週は特段の発表は行われなかった。一方、拡大する貿易黒字を削減するため輸出税還付率の引き下げ・一部廃止が発表されている(7月1日から施行)。今週落ち着いた動きを示した人民元であったが、来週これまでもおりの上昇が再開されるかに注目したい。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。